

介護老人保健施設及び病院又は診療所に係る耐火基準

1) 耐火基準に関する規制について

○ 介護老人保健施設及び病院又は診療所の耐火基準に関する規制は以下のとおり。

	介護老人保健施設	病院又は診療所（療養病床）
建築基準法の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階以上の階を介護老人保健施設とする場合、耐火建築物としなければならない。 ・ 2階の部分について床面積の合計が300㎡以上の場合、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階以上の階を病院又は診療所とする場合、耐火建築物としなければならない。 ・ 2階の部分について床面積の合計が300㎡以上の場合、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
介護老人保健施設の基準省令・医療法施行規則の規制	<p>介護老人保健施設の建物は耐火建築物とすることとされている（療養室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない介護老人保健施設の建物は準耐火建築物とすることができる。）。</p> <p>（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第4条第1項）</p>	<p>3階以上に病室を設ける場合、耐火建築物としなければならない。</p> <p>（医療法施行規則第16条第1項第2号）</p>

- 建築基準法上は、介護老人保健施設と病院又は診療所とで耐火構造に関する規制に差はない。
- 病院又は診療所については、医療法施行規則の構造設備基準で建築基準法と同等の規制のみを課している。
- 一方、介護老人保健施設については、介護保険の構造設備基準で建築基準法を上回る規制を課している。
- このため、耐火構造に関しては、介護保険の構造設備基準により介護老人保健施設は、病院又は診療所と比べ、厳しい規制が適用されることとなっている。